

# き★ら★り

## 性被害を考える 性的同意って…

性暴力の被害は訴えづらいとされています。性に関することはタブー視されがちで、被害者の落ち度を問われたり、何度も説明を余儀なくされたりして二次被害に遭うことさえあります。

そんな中、ジャーナリストの伊藤詩織さんが、元TBS記者から性暴力を受けたとして損害賠償を求めた民事訴訟で、東京地裁は（2019年12月18日）330万円の支払いを命じました。判決は「酩酊状態で意識がない伊藤さんに合意がないまま性行為に及んだ」と認定しました。実名での被害公表も「公益目的」と認め、元記者が訴えた名誉棄損には当たらないとしています。元記者は控訴する方針で、判決は確定していません。刑事手続きでは嫌疑不十分で不起訴となっています。

2年前の刑法改正（下記）で性犯罪は厳罰化されましたが、強制性交罪や強制わいせつ罪などは「暴行・脅迫」を伴わなければ罪に問われません。こうした状況で、被害者が訴えるのをあきらめてしまうケースも多い中、この判決は今まで声を上げられなかった被害者に勇気を与える結果となりました。

英国やドイツなどでは暴行・脅迫要件がなくてもレイプ罪が成立し、スウェーデンでは「#Me Too」（ハリウッドの女性たちが大物映画プロデューサーによるセクハラや性暴力の被害をSNSで告白する運動）の広がりを受け、きちんとした合意がなければレイプになるという法改正が2018年になされました。

日本でも「同意なき性行為は罰するべき」と2019年4月から性暴力根絶と刑法改正を目指すフラワーデモが全国に広がりました。2020年が法改正の年になっています。

### 性犯罪に関する改正刑法のポイント（2017年7月、110年ぶりの改正）



1. 「強姦罪」を「強制性交等罪」に名称を変更  
これまで女性に限っていたが、男性の被害者やLGBTなどへの性暴力被害も強姦罪と同等に扱われる。
2. 強姦罪（強制性交等罪）の懲役下限が3年から5年に引き上げ  
強制性交等罪では情状酌量されない限り執行猶予がつかなくなった。また、一般の強姦罪（強制性交等罪）の下限が引き上げられたことにより、集団強姦罪の懲役下限4年は廃止された。
3. 強姦罪（強制性交等罪）は親告罪から非親告罪に変更  
これまでは被害者が告訴しなければ起訴されなかったが、告訴がなくても起訴されるようになった。
4. 監護権（親権を持つ者など）による性的行為への罰則を新設  
親などの監護者が18歳未満の子どもにわいせつな行為をした場合は「監護者わいせつ罪」、性交などをした場合は「監護者性交罪」として罰せられる。これまでの要件であった「暴行または脅迫」がなくても罰することができるようになった。

※今回の刑法改正には施行3年を目途に見直しの検討を行うことが附則に盛り込まれている。

# 性的同意って…

明確な同意がなければ合意ではない、合意するための「性的同意」とはどのようなものでしょうか。

同意について考えることは、自分と他人の関係性を見つめ直すきっかけにもなります。同意を理解し大切にすることで、相手を尊重した人間関係を築けるようになります。また、同意とは、私たち一人ひとりが持っている「性的自己決定権」にもつながっています。性の自己決定権とは「私の身体は私のものであり、私の身体については、私が決める権利がある」という概念です。これは、言い換えれば、自分がいつ、誰と、どういう形でセックスをするかということを決める権利は自分にあるということです。

同意について一人ひとりが考え、社会全体として理解を深めていくことは、性暴力防止につながります。同意が取れていない「性行為」は「性暴力」となり、本人が望まない性交はそれ自体が暴力になります。

アダルトビデオや雑誌などでは、レイプを助長するような場面が多く見られています。同意について学ばなければ、性暴力を受けているのに性暴力として認識できない状況にも陥ってしまいます。加害者にも被害者にもならないために、幼少期から自分のからだは大事なもので、プライベートゾーン（水着で隠れる部分）は命に直結する大切な部分であることを教え、そして、自分の意思を伝える大切さ、相手の意思を尊重する大切さ、を関係性の中で育てていくことが大切です。

性的同意は特別なものではなく、日常生活のなかで育まれていくものなのです。

## 性的同意を「紅茶」におきかえた



「同意」という概念が難しいようなら、セックスを紅茶に置き換えてみましょう。

あなたは誰かに紅茶を入れることにしました。

「紅茶はいかが？」とあなたが尋ねた時、「う～ん、どうしようかな」と答えた場合、あなたは紅茶を入れても入れなくても構いません。

しかし仮に入れたとしても相手が飲むとは限りませんよね。

もし、相手が飲もうとしなかったら、ここが重要です。

相手に無理やり飲ませない。

あなたがわざわざ紅茶を入れてあげたとしても、相手がそれを飲まなければならない義務はないのです。

相手が「要りません」と答えたら、紅茶を入れるのをやめてください。

少しも要りません。ただ、やめてください。



Thames Valley Police You Tubeより  
(イギリステムズバレー警察署 2015年作成)

動画では「意識を失っている人に対して無理やり紅茶を飲ませてはいけない」ことにも言及しています。そして、「ほしくない人に紅茶を飲ませることがどれほど完全に馬鹿げたことか、相手が紅茶を飲みたくないことも理解できるのならば、セックスも同じです。紅茶もセックスも、Consent（同意・承諾・納得）が全てなのです。」と締めくくられています。



白井文さん講演会

「女性の力で地域(まち)を元気に!!!」

～市長を2期務めた経験から～

- ・男女共同参画センター愛称披露
- ・団体活動紹介  
ムジクリ企画&NPO法人子育てサークル虹色でんしゃ  
長岡京市女性の会 長岡京女性スポーツ連絡会 長岡京市生活会議  
長岡京エンパワーネット 特定非営利活動法人 おとくにパオ
- ・団体活動紹介パネル展示

10/30 (水)  
男女共同参画  
シンポジウム



パープル&オレンジリボンプロジェクト2019



◆【講座】11/15(金)「虐待」親へのケアを考える

森田ゆりさん(作家・エンパワメントセンター主宰)に、虐待に至る親への理解と支援の必要性をお話いただき、虐待の再発防止や親の回復に向けたプログラムの必要性を学びました。



◆【講座】11/19(火) DV支援に大切なこと～こころのケアとは～

内藤みちよさん(京都府家庭支援総合センター心理判定員)に「DVとは何か?」「DVの種類」「DVが起こる背景」「被害者心理」そして「支援者として大切なこと」等、幅広い内容でDVについて学びました。

◆【講座】11/25(月) 性暴力被害 回復への道のり

福岡ともみさん(性暴力被害者支援センター・ひょうご)に、性暴力と性犯罪の違い、支援の現場から被害の現実を伝えていただき、被害を受けた後の支援について理解を深める機会となりました。



◆【講座】12/2(月) 性犯罪防止のポイントを学ぶ

向日町警察署 生活安全課小林照尚さんから、DV、ストーカー、性犯罪被害の現状をお話いただき、警察での対応や、安心・安全のための情報、「いざ」という時のための心構えと護身術を学びました。



◆パープル&オレンジ メッセージカードツリー◆ ◆西山短期大学学園祭◆

デートDV啓発 11/2 (土)

464枚  
集まりました。  
ご協力  
ありがとうございました。



12/7 (土)  
人権・男女共同  
参画フォーラム  
2019

金澤泰子さん講演会  
ダウン症の娘(こ)と共に生きて

金澤翔子さん書道パフォーマンス  
「共に生きる」

泰子さんは講演で、これまで娘の翔子さんと過ごした日々の思いや苦悩、そして現在の幸せに触れ、「人生、生きてさえいれば絶望はない」と話しました。翔子さんの揮毫「共に生きる」の力強いメッセージが心に響く講演会となりました。



◆ 12/17(火) 性の多様性を知る

ヨ・ハイルさん(性分化疾患患者家族会連絡会:ネクスDSDジャパン代表)による講座。「性の多様性」を学ぶ上で留意しなければならないDSDs(性分化疾患)、からだの状態はさまざまあることについて知識を深めました。



◆ 1/28(火) LGBTありのままに生きるということ

～現状とこれからの課題～

いくの学園の相談員から「性の捉え方」は一人ひとり違うこと、カミングアウトされた時の対応や周囲への気づき、そしてLGBTのよくある誤解について新たな知識を得ました。



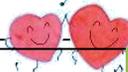
◆ 2/15(土) 男性の家庭進出が社会を救う!

NPO法人ファザーリング・ジャパン関西賛助会員、マジックパパ代表の和田のりあきさんから、夫婦間だけでなく、みんながごきげんになるコミュニケーションの“コツ”をワークショップを交えて学びました。



◆ 2/28(金) ～誰も傷つかない、誰も傷つけないために～  
性的同意って?

京都教育大学関口久志さんより「人権」を尊重するためのコミュニケーションのとり方を学びます。



出前授業

◆12/11(水)  
DV防止啓発

～西乙訓高校デートDV防止  
啓発授業～

高校2年生を対象に暴力のない対等な人間関係の築き方、またJKビジネスやAV出演強要などについて啓発授業を行いました。

◆12/12(木)

性の多様性を知ろう

～済生会京都府病院職員研修～

医療スタッフへ「性の多様性」について基本的な知識と、医療従事者として職員として知っておいてほしいことを伝えました。

出前講座

◆2/21(金)

家庭で話そう性のこと

～長法寺小学校学校保健会～

学校保健会メンバーと保護者の方々へ、からだを科学的に学ぶことで性を肯定的にとらえ、性被害の予防につながることを伝えました。

3/14(土)

Coming soon!

長岡京エンパワーネット 市民ワークショップ  
&映画「トークバック 沈黙を破る女たち」鑑賞会

令和2年3月14日(土) 13:30~16:00  
バンビオ1番館 6階 ばんけっとルーム

- ・城陽市男女共同参画支援センター啓発冊子「恋愛とデートDVと人間関係」紹介
  - ・長岡京エンパワーネット「DV被害からの回復」
  - ・坂上香監督作品 映画「トークバック」鑑賞
- 暴力にさらされて生きてきた女性たちの現実と、演劇で声を取り戻し社会に挑戦する女性たち。どんなに苦しくても人生は必ずやり直せる!というメッセージを発信します。



New Face

男女共同参画アドバイザー  
今井俊子

(いまいとしこ)

2月から男女共同参画アドバイザーとして勤務させていただくことになりました。どうぞよろしくお願いたします。

◇編集・発行◇

長岡京市男女共同参画センター  
“いこ～る” プラス

〒617-0833

京都府長岡京市神足2丁目3番1号

長岡京市立総合交流センター6階

TEL 075-963-5501

FAX 075-963-5521

E-mail:danjo-c@city.nagaokakyo.lg.jp

◇利用のご案内◇

☆開館時間

月曜日から土曜日

午前9時から午後5時

☆休館日

日・祝日及び年末年始

☆アクセス

JR京都線長岡京駅西口から徒歩

1分

